

質問 1

多機能事業としておこなう場合、市内でおこなっている既存の事業の機能を移転という形でもってくることは可能でしょうか。

回答 1

可能です。

質問 2

生活介護事業をおこなっていくにあたって、サービス管理責任者の配置が義務付けられていますが、多機能事業としておこなう場合、1名の配置でよいのでしょうか。もしくは、各事業ごとにサービス管理責任者を配置しなければいけないのでしょうか。

回答 2

多機能型に関する特例により、複数の障害福祉サービス事業を行う場合であっても、行う事業ごとのサービス管理責任者の資格を持つ方であれば、1名の配置で多機能型事業を行うことは可能です。また、多機能型の特例により、事業開始後3年間は、提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合は、多機能型事業所において提供される全てのサービス管理責任者の要件を満たしているとみなすことができます。

ただし、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を一体的に行う場合は除かれます。

質問 3

生活介護事業をおこなっていくにあたって、サービス管理責任者の配置が義務付けられていますが、対象者が平成30年度にサービス管理責任者の講習を受け、平成30年度に研修終了というような人物でも可能でしょうか。

講習を受講中の状態でも、サービス管理責任者を配置しているとみなすことは可能でしょうか。

回答 3

平成29年度までは、みなし規定によるサービス管理責任者の配置が可能でしたが、平成30年度以降は、みなし規定が廃止される予定であるため、配置しているとみなすことができなくなります。

質問 4

貸付期間が 5 年となっていますが、もしも、平成 35 年の更新時に別の法人に変わってしまった場合、移転をして事業を継続することは可能でしょうか。

埼玉県に事業の申請をする際、事業所番号が交付されますが、その番号を用いて事業を継続することは可能でしょうか。もしくは、貸付期間が終了し別の法人に変わった時点で、一度事業を廃止しなければならないのでしょうか。

回答 4

更新時に、運営事業者が別の法人に代わることとなった場合において、それまで運営していた事業所を別の場所に移転し、同じ事業所番号で事業を継続することは可能です。ただし、移転先では設備等の状況が変わるため、指定の変更手続が必要となります。